

今後の取組について

平成 19 年 5 月 31 日

1 . 政省令等の制定

- (1) 施行日政令 (法附則) : 法公布後 3 月以内 (8 月下旬頃)
- (2) 地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報を定める
国土交通省令 (法第 2 条第 3 項) : 施行日と同日
- (3) 基盤地図情報の整備に係る技術基準を定める国土交通大臣告示
(法第 16 条第 1 項) : 施行日と同日

2 . 推進体制の整備

- (1) 測位・地理情報システム等推進会議におけるワーキンググループ
等の改組 : 5 月 3 1 日
- (2) 関係閣僚会議の設置 : 9 月頃
法第 10 条に基づき、関係閣僚会議を閣議口頭了解で設置
関係閣僚会議の下に局長級の幹事会(*)を設置
(*)現在の測位・地理情報システム等推進会議を発展的に移行
- (3) 産学官からなる協議会の設置 : 9 月頃

3 . 地理空間情報活用推進基本計画の策定

- (1) 基本計画に盛り込むべき事項の整理 (別添資料参照)
- (2) 基本計画の策定
 - パブリックコメント : 10 月頃
 - 関係閣僚会議での了承 : 11 月頃
 - 閣議決定 : 11 月頃

事項	現状	課題	対応案
1. 地理空間情報の活用の推進体制の整備			
(1) 政府の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年9月に、内閣に測位・地理情報システム等推進会議(議長:官房副長官補)が設置された。 	<ul style="list-style-type: none"> 法施行に向けた準備作業を円滑に進めることが必要。 法第10条で、関係行政機関による協力体制の整備が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> すみやかに、測位・地理情報システム等推進会議及び幹事会の構成員、ワーキンググループの見直しを行う。 法施行後、閣議口頭了解により、関係閣僚会議を設置する予定。 測位・地理情報システム等推進会議は閣僚会議の幹事会に移行する予定。
(2) 産学官連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地理情報システム(GIS)に関してはGIS官民推進協議会 衛星測位(PNT)に関しては準天頂衛星システム開発・利用推進協議会 が、それぞれ設置されている <ul style="list-style-type: none"> 平成7年10月に、国土空間データ基盤推進協議会発足(平成15年10月にNPO法人化) 平成19年2月に、(財)衛星測位利用推進センター設立(総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省認可) 	<ul style="list-style-type: none"> GISとPNTの連携を含めた地理空間情報の活用全体の連携体制の整備が必要。 学識経験者も含めた連携体制の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報全体の活用の推進に係る産学官連携体制の構築を検討。
2. 調査研究の実施			
調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「安心・安全な社会の実現に向けた情報通信技術のあり方に関する調査研究会」は、安全安心な社会実現のためのGIS技術や衛星測位技術を含む情報通信技術について検討し、平成19年3月最終報告。(総務省) 	<ul style="list-style-type: none"> GISとPNTの横断的・共通的な調査研究。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位WGとGIS-WGの検討結果を踏まえ、幹事会で検討
3. 啓発及び知識の普及			
啓発及び知識の普及		<ul style="list-style-type: none"> GISとPNTの相乗効果のある利用のための、啓発及び知識の普及。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位WGとGIS-WGの検討結果を踏まえ、幹事会で検討

事項	現状	課題	対応案
4. 人材の育成			
人材の育成		・利用ニーズを踏まえ、地理情報システムと衛星測位に関する専門性、国土空間データ基盤(NSDI)に関する総合的な人材の育成。	衛星測位WGとGIS-WGの検討結果を踏まえ、幹事会で検討
5. 行政における地理空間情報の活用等			
行政における地理空間情報の活用等	・国、地方公共団体が行う業務について、GIS・PNTが活用されつつある。	・行政の各業務においてGIS・PNTの活用を促進。	衛星測位WGとGIS-WGの検討結果を踏まえ、幹事会で検討
6. その他			
民間における地理空間情報の活用の推進	・民間におけるGISとPNTの利用が広がりつつある。	・民間における地理空間情報の活用の推進を期待。	衛星測位WGとGIS-WGの検討結果を踏まえ、幹事会で検討

事項	現状	課題	対応案
1. 地理情報システム(GIS)に係る施策の推進体制の整備			
(1) 政府の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・1995年 地理情報システム関係省庁連絡会議を設置、同会議は2005年に設置された 測位・地理情報システム等推進会議 に引き継がれる。 ・これまでに地理情報システムに関する施策を総合的・一体的に推進するため4回の計画が策定・実施される。最新は、2007年3月に策定した「GISアクションプログラム2010」 	-	-
(2) 産学官連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、GIS官民推進協議会において連携を図ってきたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・GISと衛星測位の連携を含めた地理空間情報の活用全体の連携体制の整備が必要。また、学識経験者を含めた連携体制の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の活用全般に亘り、学識経験者も含めた産学官連携の体制を整備する
2. 地理空間情報の整備・提供に係る施策			
(1) 基盤地図情報に係る施策			
<ul style="list-style-type: none"> 基盤地図情報の整備の基準、ルール策定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の相互利用や重ね合わせを容易に行うために、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準となり、広く共用される地図情報となる基盤地図情報が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤地図情報の作成手法、要求精度、データ構造、品質確保の仕組み等に関する基準・ルールが必要 ・国及び地方公共団体の測量業務の手本となる公共測量作業規程準則の見直し等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第2条3項に基づく国土交通省令(要求精度関係)を8月下旬に策定する。 ・法第16条1項に基づく基盤地図情報の整備に係る技術上の基準(作成手法、データ構造、品質確保関係)を国土交通大臣告示として2007年8月下旬に策定する。 ・2007年度中に公共測量作業規程準則の見直し等を行う。

<p>基盤地図情報の整備・更新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大縮尺の地図データを国だけで整備することはできない。 ・国、地方公共団体が保有する基盤地図情報を含む地図のデジタル化率は十分でない。 ・現状の基盤地図情報を含む地図は、異なる地図であれば、重ならない、接合しない等の状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国による日常業務において整備している地図データの基準・ルールに従った整備及び適時の更新 ・地方公共団体が通常業務で整備・利用している基盤地図情報のデータ項目を含む地図データの基準・ルールに基づいた整備 ・様々な整備主体が作成した大縮尺地図データの集約、境界部における接合 ・地方公共団体が統合型GISを導入する際に整備する「共用空間データ」の整備の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の各機関は、日常業務において整備している地図データを基準・ルールに従って整備するとともに、適時に更新する。 ・国において、技術支援、基準・ルールの普及を行う。 ・国土地理院は、国・地方公共団体等が作成した大縮尺地図データを集約・シームレス化し、基盤地図情報を効率的に整備する。 ・統合型GISを促進するための技術的支援や補完的な財政措置を行う。 ・国土交通省は、2010年度までに市街化区域・市街化調整区域内の基盤地図情報を整備し、2011年度までにデジタル画像情報を整備する。 ・国土交通省は、街区レベル位置参照情報を年1回以上更新する。 ・国土交通省は、電子納品を進めるなど、道路関係図面などの電子化を進める。 ・国土交通省は、CAD-GISの連携などにより、完成図を利用した管理図の蓄積・更新の迅速化・効率化を図る。
<p>地籍図・登記所備付地図の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の全国の進捗率は47%で、特に都市部の進捗率19%にとどまっており、それ以外の土地についてはいまだに明治時代に作成された不正確な公図が地図に準ずる図面として用いられている。 ・2004～2006年度に全国の人口集中地区のうち地籍調査未実施の地区において、街区基準点の高密度な整備、街区角の位置の測量、地図に準ずる図面の電子化、道路管理部門などに散在する境界関連資料の収集・データベース化を行う「都市再生街区基本調査」を実施し、市区町が地籍調査を実施するために必要な基礎的条件を整備した。 ・2007年度からは密集市街地や中心市街地などにおいて地籍調査の前提となる街区の外周位置を測定している。 ・2006年度から、国土交通省は都市再生街区基本調査の対象地域について、地図に準ずる図面と現況のずれの程度を公表している。 ・法務省は、登記所備付地図及び地図に準ずる図面の電子化を行っている。 ・2005年度には、不動産登記法に基づく筆界特定制度が導入された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における地籍の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、2009年度までに、密集市街地や中心市街地などを対象として、街区外周の官民境界の位置情報に関する調査を行う。 ・法務省は、2010年度までに登記所備付地図及び公図の電子化を行う。 ・国土交通省と法務省は、地図に準ずる図面と現況のずれの程度に応じ、極めて精度の高い地図に準ずる図面については、地籍調査を経ずに簡易な手法で登記所備付地図とする、現況と一定程度一致する地図に準ずる図面については、市区町に地籍調査の実施を強力に働きかけていく、土地の並び順も含め大きく現況と異なる地図に準ずる図面については、地籍調査や法務省が登記所備付地図作成作業を実施することにより、都市部における地籍の明確化を推進する予定。 ・国は、不動産登記法に基づく筆界特定制度や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進する。

<p>基盤地図情報の提供と流通の促進</p>	<p>・地理空間情報の相互利用や重ね合わせを容易に行うために、地理空間情報を電子地図上で正確な位置に配置するための位置の基準となり、広く共用される地図情報となる基盤地図情報の流通の促進が必要。</p>	<p>・国、地方公共団体等が整備する基盤地図情報の品質を中立・公正に試験し、円滑に流通させること ・国の保存する基盤地図情報の原則無償提供</p>	<p>・国土院は、2010年度までに、国・地方公共団体の保有する各種の基盤地図情報を集約しシームレスに接合した地図データをワンストップで提供するサービスを開始する。 ・国は、保有する基盤地図情報を、原則としてインターネットを利用して無償で率先的に提供する。また、国以外にもこの取組が普及するよう、地方公共団体への働きかけや、ヘルプデスクの設置など相談体制の充実を図る。 ・国土交通省は、2009年度までに基準点に関する情報をインターネットで提供する「基準点WebGIS」を構築する。 ・国土交通省は、基盤地図情報が整備された1年以内に、メタデータ整備を行う。</p>
<p>(2)地理空間情報全般に係る施策</p>			
<p>地理空間情報の整備・流通に関するルールの確立等</p>	<p>・基盤地図情報を用いて位置の正確な地理空間情報を整備するための基準、地名コードのような統計データを容易に組み合わせて使用するためのルールなどが十分に整備されていない。 ・基本測量・公共測量成果の活用を促進する測量法の改正を行ったところ。</p>	<p>・基盤地図情報を用いて、位置の正確な地理空間情報を整備するための基準、地名コードのような統計データを容易に組み合わせて利用するためのルール等の確立</p>	<p>・国土交通省は、国際規格確定後順次、地理情報標準をJIS化するとともに、適時に、地理情報標準プロファイル(JPGIS)を改訂する。 ・国は、地理情報標準やG - XMLなどのデータ交換のための標準を普及する。 ・国土交通省は、モデル的な実証調査を行い、2010年度までに位置的整合性を担保する方法、民間測量成果を公共測量にすることについての検討等を行うとともに、2008年度までに、地図データの整備・共有・更新のルール等を定めたマニュアルや台帳・統計情報等の地理空間情報の流通等に関するガイドラインの作成を行う。</p>
<p>地理空間情報の整備・更新</p>	<p>・土地利用、ハザードマップ等の主題地図データ、台帳・統計情報、空中写真、衛星画像等、それらを様々な主体が幅広く活用することにより大きな効果のある多様な地理空間情報が存在するが、電子化の推進及び更新の推進が必要。</p>	<p>・国は地理空間情報の電子的な整備・更新を行う。その際、適切に整備・更新されている基盤地図情報があれば、それを用いる。</p>	<p>・国は、地形図、主題図、台帳・統計情報、空中写真、衛星画像等の地理空間情報の電子的な整備・更新を行う。 ・国土交通省は、防災、環境及び土地利用に関する各種の主題地図データ(地形分類や土地利用など)の整備・提供を行う。 ・海上保安庁は、海域における地理空間情報の整備・更新を行う。 ・国は、地方公共団体等が基盤地図情報を用いて地理空間情報の電子的な整備等が行えるよう、技術的支援策を行う。</p>

<p>地理空間情報の提供等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の保有する統計、主題地図等の地理空間情報については、インターネットによる提供が進んでいるが、まだ、提供されていない情報もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の保有する地理空間情報の提供の一層の推進 ・地方公共団体の地理空間情報の提供の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、保有する地理空間情報を原則、インターネットを利用して無償で提供する。 ・国や地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで閲覧可能とするデジタル画像アーカイブシステムを整備する。 ・総務省及び関係府省は、2008年度に新たな統計GISの本格運用を開始する。 ・警察庁は、2008年度までにGISを活用した交通規制情報のデータベースを作成し、情報提供を開始する。 ・農林水産省は、農業振興地域等について、2010年度までに農地や水利施設等に関する地図情報を整備する。 ・農林水産省は、国、県等により整備された農地に関する地図情報の一元的管理と関係機関への情報提供を進め、2010年度まで提供する情報を増加させる。 ・農林水産省は、全国の広域農業地域(およそ2万km²)について、2011年度までに環境との調和に配慮した事業に係るデータを整備する。 ・農林水産省は、2011年度までに47都道府県に森林GISを整備する。 ・経済産業省は、地質情報の高度化・統合化を進め、利活用可能な情報を拡充・増加させる。 ・文部科学省は、2015年までに全国約1100面の地すべり地形分布図を作成し、Web上での公開を目指す。 ・経済産業省は、2010年度までにこれまでの成果を含め火山地質図累計16図、火山科学図2図を整備する。活断層データベースについては従来の活断層情報と他の地質情報の統合化を進め、GIS化したデータベースとして整備する。 ・国土交通省は、2013年度までに国土地理院が保有する旧版地図等をアーカイブ化し、提供する。 ・厚生労働省は、2007年度までに保健・医療・福祉等の厚生労働行政に関する地理空間情報をホームページにおいて提供する。
-------------------	---	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・環境省は、生物多様性情報の整備を継続し、多様な提供形態に対応させ、閲覧及びダウンロードサービスを行う。 ・国土交通省は、地質データを集積し、2007年度までに公開する。 ・国土交通省は、土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新し、ダウンロード可能な情報を増加させる。 ・国土交通省は、保有する空中写真のオルソ化・インターネット提供を進め、2010年まで提供する写真数を増加させ、オルソ画像の整備を完了する。 ・地方公共団体の地理空間情報の提供を促進するため、国は、地理空間情報の流通等に関するルールの普及・啓発等を行う。
個人情報保護、国の安全に及ぼす影響等への配慮等			
ア. 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤地図情報は、基準点や公共施設等の位置を示す公共的な情報であるため、基本的に個人を識別できる情報を含んでいない。 ・基盤地図情報以外の地理空間情報には様々な情報があり、個人情報を含むものもあるため、個人情報保護法制の遵守に十分な注意が必要。 ・ただし、基本基準点及び公共基準点の測量記録、道路台帳(図面)、登記地図のように土地所有者や住所・地番等の個人を識別できる情報を含んでいても、測量法、道路法、不動産登記法といった個別法令に基づき、公開の公益性が優先され閲覧等が義務付けられている情報もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どういった範囲の地理空間情報が個人情報に該当するのか、個人情報保護法制に照らして実務上どのような加工措置や提供制限などの措置が必要となるのか、等についての具体的な判断指針が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の活用の際の個人情報の取扱いに関するガイドラインを策定する。
イ. データの二次利用	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等から提供される地理空間情報を利活用して民間がサービスを提供する場合には、提供された地理空間情報をより使いやすい情報に加工したり別の情報を付加することによって、より付加価値の高い地理空間情報を作る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・データの二次利用の許諾の考え方や著作権、財産権等の処理の方法の明確化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の二次利用の許諾の考え方や著作権等の処理の方法についての標準となるガイドラインを策定する。
ウ. 国の安全に及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の活用は、国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で、極めて重要である一方、過度に詳細な情報が不適切に流通することとなれば、国の安全にも影響が及び得ると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の流通が、国の安全に及ぼす影響や、国の安全にかかわる地理空間情報の管理に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画において政府による取り組みの基本的考え方を明らかにするとともに、同計画に基づく措置を適切に講じる。また、詳細に検討した結果、規制すべき情報があれば、適切な方法で規制を行う。

3. 地理空間情報の利用・活用に係る施策		
(1)国における利用・活用	<p>・国が行う業務について、GISの活用が一定程度進展しているが、今後、さらにGISの導入を進めることが可能である。</p>	<p>・行政の各業務におけるGISの活用の一層の促進</p> <p>・防災、森林管理、犯罪分析等の各分野での、GISの利用を推進する。 ・地球観測衛星データを有効利用する情報システムとデータを整備し、GISとの統合を簡便に実現するGEO Gridについて、経済産業省は、2007年度までに地球観測衛星データの発信、2008年度までにGISデータとの統合、2010年までに基本システムを完成する。 ・文部科学省は、教育情報ナショナルセンターにおいて、GISを利用した教育・学習情報の提供を継続的に実施する。 ・国土交通省は、省内の各部局が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。 ・国土交通省は、水に関する情報を集約し、水情報国土データ管理センターホームページにより提供する。 ・海上保安庁は、保有する海域WebGISサイトの更なる利用促進を図る。</p>
(2)地方公共団体及び民間における利用・活用の促進	<p>・地方公共団体における統合型GISの整備については、一定程度進展しているが、今後、さらに整備促進を図る必要がある。</p>	<p>・GISの導入効果の理解の増進 ・統合型GISの導入の促進</p> <p>・国の各行政機関は、それぞれの所管分野において、GISの導入効果を啓発し、その普及等を行う。 ・地方自治体における統合型GISの導入を促進するため、国は、技術的支援、補完的な財政措置を行う。 ・農林水産省は、農地情報の整備・活用が効果的かつ効率的なものとなるよう、2010年度まで農業関係機関を対象とした研修会を事業実施県内において年1回以上開催する。 ・国土交通省は、電子国土Webシステムの機能拡充等を図るとともに、普及活動の充実を図り、2008年度までに電子国土Webシステムを利用して地理情報発信する団体数を2000団体とする。</p>

4. GISの推進に係る基礎的條件の整備			
(1)普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報は既に多方面で活用されているが、一層、活用を浸透させる必要がある。 ・国は、インターネット上に政府の実施するGIS施策に係る総合的なポータルサイトを設けている。 ・各省庁が連携してGISセミナー等を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の活用の有効性や基礎的な知識についての一層の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、GISセミナーの開催や啓発パンフレットの作成等を行う。 ・国は、GISに係る総合的なポータルサイトの内容の充実を図り、分かりやすい広報活動の充実を図る。 ・府省横断的な地理情報の利活用を図るため、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを政府のGISポータルサイトに構築し、2010年までに政府の全ての主要なウェブGISサイトに接続する。 ・総務省は、統合型GISの整備を促進するため、地方公共団体と連携したセミナーを開催する。また、総務省の施策や先進団体を紹介する統合型GISポータルサイトを運営する。 ・文部科学省は、地球観測衛星データの利用促進・普及啓発等を実施する。
(2)人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等において、GISに関する企画立案業務を担当できる職員が少ない。 ・学校、NPO等のGISの活用が期待される現場で、GISの活用を企画できる者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、地域等におけるGISを担う人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、大学等と連携し、一般、業務等の多様な利用形態毎に様々なGISの利用レベルに応じたテキストを、2009年度までに作成する。 ・国土交通省は、Web-GIS及び標準化に関するセミナーを毎年実施する。
(3)調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の流通が促進されると、例えば、プライバシーの侵害や個人情報の流出、国の安全に影響を及ぼす等の問題が生じるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の流出等の観点に配慮しつつ、情報を流通させるとともに、その二次利用を容易にすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省は、GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する制度的課題の調査・研究を行う。

<p>(4)技術開発の推進</p>	<p>・国において、測量技術の高度化等の技術開発を行っている。 ・また、民間においても技術開発が進められている。</p>	<p>・技術開発の着実な実施</p>	<p>・総務省は、高度な時刻・位置情報認証技術の研究開発・基準座標系の高精度化、測位における距離基準を確立するための研究開発を行い、2010年度までに研究開発を完了し、基盤技術を確立する。 ・文部科学省は、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の着実な運用を実施するとともに、継続的な地球観測衛星の開発・運用を進める。 ・国土交通省は、2008年度までに、工事図面等を活用した基盤地図情報の更新技術について、プロトタイプの開発及び実証実験を行う。 ・国土交通省は、2010年度までに航空レーザ測量、高分解能衛星画像等から位置精度数十cmで地理空間情報の位置を迅速に取得する技術を実用化する。 ・国土交通省は、2010年度までに時系列地理情報の利活用のためのマニュアルを整備する。また、詳細な三次元地形データから斜面危険区域を抽出するマニュアルを整備する。 ・国土交通省は、2010年度までに、GPS、無線LAN、ICタグ等を活用して屋内外ともにメートルレベルの精度で移動体の位置を決定できる技術を開発する。 ・国土交通省は、2008年度までに、人の時空間的な位置を表すデータ(四次元GISデータ)を活用して動線解析を行う技術について、プロトタイプの開発及び実証実験を行う。</p>
<p>(5)国際的取組の強化</p>	<p>・ISOにおける地理空間情報に係る規格策定等への参加、地球地図プロジェクト等のGISに関する国際協力を行っている。</p>	<p>・引き続き、国際的取組を進める。</p>	<p>・国土交通省、経済産業省は、ISOの国際規格策定作業に積極的に貢献する。 ・国土交通省は、2007年に地球地図第1版の整備を完了し、以降5年毎にデータを更新する。 ・経済産業省は、2010年までに東・東南アジア地質図を作成する。2008年までに全球デジタル地質図の日本担当分を作成する。 ・文部科学省は、アジア太平洋地域の国々で災害関連情報を共有すること等により防災活動に貢献するため、「センチネル・アジア」プロジェクトを推進し、防災活動に資する衛星データ等の提供を行う。</p>

5. 地方公共団体、民間等の役割及び参加・連携の強化			
<p>(1)地方公共団体、民間、大学・研究機関等に期待する役割分担の明確化</p>	<p>・地理空間情報の整備・提供やGISの利活用は、国のみが行うのではなく、地方公共団体、民間、大学・研究機関等が、それぞれの役割や業務にしたがって行うことが必要。</p>	<p>・地方公共団体、民間、大学・研究機関等の役割の明確化</p>	<p>・基本計画において、次のような役割分担を明確化していく。 [地方公共団体の役割] ・基準・ルールに適合した基盤地図情報の整備・適時の更新・提供・流通 ・地図を利用する行政分野における基盤地図情報の相互活用 ・地理空間情報の電子的な整備、提供等円滑な流通の促進 ・GISの利用の拡大、公共分野における多様なサービスの展開 ・個人情報の保護等に配慮した地理空間情報の適正な取扱い [民間の役割] ・地理空間情報を活用した情報サービスなどの事業の展開 ・GISの活用による自らの事業の高度化、効率化 ・地域における安全情報の発信に取り組む団体など、市民やNPO等の活動におけるGISの活用 [大学・研究機関等の役割] ・地理空間情報の取得・整備・蓄積・解析・流通・利用及びGISの応用に関する研究開発 ・地理空間情報の活用を担う人材育成 ・地域において行政や民間企業と連携して進めるGISを活用したプロジェクトの技術的支援やコーディネート</p>
<p>(2)国、地方公共団体、民間等の参加と連携の強化</p>	<p>・JIS原案作成委員会等の産学官共同の取り組みが行われている。 ・また、2002年度にgコンテンツ流通推進協議会が発足する等民間団体における連携の取組が行われている。</p>	<p>・新たな産業・サービスの創出等に向けた、民間の提案や創意工夫の掘り起こし。 ・地域における連携の中核組織の育成</p>	<p>・JIS原案作成委員会等の産学官共同の取組を行う。 ・gコンテンツ流通推進協議会などの民間団体における連携の取組を促進する。 ・国土交通省は、GIS EXPOを2008年度までに開催する ・全国・地域において、意欲や可能性を有する大学等を中核組織として育成する。 ・経済産業省は、中小ITベンチャー企業の発掘・支援を行う。</p>

事項	現状	課題	対応案
1. 衛星測位に係る施策の推進体制の整備(法第7、10条)			
(1) 政府の体制の整備(第10条)	<ul style="list-style-type: none"> 測位・地理情報システム等推進会議の下の準天頂衛星システム検討WG 衛星測位民生利用推進連絡会(関係省庁申合せ) というように、準天頂衛星システム計画とGPS利用の検討の体制が併存	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位に係る事務を総合的・体系的に企画・推進する体制の確保 将来的には、衛星測位全体に係る事務を所管する省庁の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 当面、測位・地理情報システム等推進会議の下に衛星測位全体をカバーする衛星測位WGを設置 将来的には、衛星測位に関する事務を所掌する省庁を明確化することを、(要すれば設置法の所掌事務の追加も含め)検討
(2) 産学官連携体制の整備(第7条)	<ul style="list-style-type: none"> 準天頂衛星については、準天頂衛星システム開発・利用推進協議会を開催 平成19年2月に、(財)衛星測位利用推進センター(SPAC)設立(総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省認可) 	<ul style="list-style-type: none"> GPS利用、準天頂衛星システム計画など衛星測位全体をカバーする産学連携体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位に係る民間とりまとめについてはSPACが担う 衛星測位全体をカバーする産学連携体制の構築を検討
2. 衛星測位に係る連絡調整等(法第20条)			
(1) 全地球的にわたる衛星測位に関するシステム運営主体との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 「日米衛星測位システム(GPS)全体会合」を開催(外務省) 国連宇宙空間平和利用委員会の「グローバル衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)」への対応(外務省、文部科学省、国土交通省) 	<ul style="list-style-type: none"> 米国以外の全地球的なシステム(欧州:Galileo、ロシア:GLONASS等)の国内での利用状況のフォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 米国以外の全地球的なシステムの利用状況のフォローアップ結果を踏まえて、必要に応じて衛星測位WGで検討
(2) 衛星測位の利用環境の向上に資する情報提供等		<ul style="list-style-type: none"> 測位サービス事業者等への情報の提供に関する考え方の明確化(必要性の有無、実施内容、実施体制(含 官民等の役割分担)、費用分担 等) 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位WGで検討
3. 衛星測位に係る研究開発の推進等(法第21条)			
(1) 衛星測位に係る研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年12月に打ち上げた技術試験衛星 型(ETS -)を用いた測位衛星技術の研究開発等(総務省・文部科学省) 時系の基盤構築に関連する研究開発等(総務省) 		

事項	現状	課題	対応案
(2)準天頂衛星システム計画の推進 研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度から、総務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省において準天頂衛星の研究開発を推進 		
初号機による技術実証・利用実証(第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> 「準天頂衛星システム計画の推進に係る基本方針」(平成18年3月31日)に基づき推進。 文部科学省がとりまとめ担当となり、総務省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て計画を推進。第1段階の準天頂衛星システムの整備・運用は、(独)宇宙航空研究開発機構が担当。平成21年度に初号機打上げ目標。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術実証・利用実証の進め方(スケジュール、実施体制、実施内容等)の明確化 今後、民からの新たな提案があれば、それを検討 第1段階の結果とりまとめ・評価 	
3機によるシステム実証(第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の結果の評価を行った上で、初号機を含めた3機の準天頂衛星によるシステム実証を実施する第2段階へ進む計画。 民は、第1段階の技術実証・利用実証の結果等も踏まえて事業化判断を行い、民が事業内容、事業規模等に相応な資金負担を行うことで計画に参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 民による事業化判断 システム実証の事業スキームの企画立案、フィージビリティ評価(実施内容、実施体制(含2・3機の整備運用主体、官民等の役割分担)、費用負担、スケジュール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位WGで検討
(3)衛星測位の利用の促進 国における衛星測位の利用	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター、捜査員等の位置情報把握にGPSを利用(警察庁) 登記所備付地図作成にGPSを利用(法務省) GPSを利用した高精度航法システムの研究など、大学、研究機関等での研究にGPSを利用(文部科学省) 鳥獣の行動範囲や移動経路の把握にGPSを利用するとともに、自律走行作業機を軸とした無人作業技術の開発等の研究開発にGPSを利用(農林水産省) 地質の調査にGPSを利用(経済産業省) 単位時間の長さを定める時間標準の整備や国際間の時間標準の比較などを行う際に、GPSを利用(経済産業省) 航空交通の安全確保等のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を利用した衛星航法補強システムにより、国際民間航空機関(ICAO)が定める方式によりGPSの補強情報(不具合情報、誤差補正情報等)を提供(国土交通省) 船舶交通の安全確保のため、全国に設置したDGPS局からGPSの補強情報を提供(国土交通省) 測定の効率の向上等のため、全国に設置した電子基準点によるGPS連続観測システムを運用(国土交通省) 野生動物の行動把握の研究にGPS等を利用(環境省) 航空機、艦船等の航法等にGPSを利用(防衛省) 	<ul style="list-style-type: none"> 国における衛星測位の利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位WGで検討

事項	現状	課題	対応案
地方公共団体及び民間における衛星測位の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを犯罪から守る「地域児童見守りシステムモデル事業」による支援(総務省)(注) ・第三世代携帯電話からの緊急通報に係る制度整備(総務省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体及び民間における衛星測位の利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間等からの具体的要望があれば、衛星測位WGで検討

(注) 必ずしもGPS利用等が前提ではないが、採択されたものにGPS利用等があるものも掲載